



令和6年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和2年(ワ)第11675号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年2月8日

判 決

5 大阪市西区川口2丁目4番28号

原 告

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部

同 代 表 者

湯 川 裕 司

同訴訟代理人弁護士

中 島 光 孝

10

同

吉 田 恵 美 子

同

中 井 雅 人

大阪市淀川区西中島7丁目12番9号

被 告

全日本建設交運一般労働組合
関西支部

15

(以下「被告建交労」という。)

同 代 表 者

本 多 裕 重

大阪市西区土佐堀1丁目6番20号新栄ビル

被 告

日本労働組合総連合会全国交
通運輸労働組合総連合関西地
方総支部生コン産業労働組合

20

(以下「被告産労」という。)

同 代 表 者

寺 岡 正 幸

大阪市東淀川区井高野1丁目2番2-208号

被 告

岡 元 貞 道

25

(以下「被告岡元」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

徳 井 義 幸



同 喜 田 崇 之
同 山 室 匡 史

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して10万円及びこれに対する令和2年7月3
5 1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告に対し、別紙1掲載記事目録番号7の記事のうち「委員長の
武建一被告が<暴力団と密接な関係にある>」との部分、同番号8の記事のう
ち「被告の武委員長が<暴力団と密接な関係>にあること」との部分、同番号
15の見出し、同番号21の記事のうち「が、東京高裁は逆転判決で<認定>
10 した」並びに同番号22の記事のうち「さきの会津小鉄会との関係とあわせ、」
との部分及び「暴力団と関係がある」との部分をいずれも削除せよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを100分し、その99を原告の負担とし、その余を被告ら
の負担とする。
- 15 5 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して1000万円及びこれに対する令和2年7
月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 20 2 被告らは、原告に対し、別紙1掲載記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 3 被告らは、自ら又は第三者をして、別紙1掲載記事目録記載の各記事の内容
及びこれに準ずる内容を、ウェブサイトへの掲載、街頭演説、出版、頒布又は
発送等によって、不特定多数の者が知り得る状態に置いてはならない。
- 4 被告らは、原告に対し、毎日新聞、産経新聞、読売新聞、朝日新聞及び日本
25 経済新聞において、別紙2の謝罪広告を、別紙3の条件にて掲示せよ。

第2 事案の概要



1 事案の要旨

原告、被告建交労及び被告産労は、いずれもセメント・生コンクリート（以下、生コンクリートを「生コン」という。）産業等の労働者により構成される労働組合であり、被告岡元は、被告建交労に所属する者である。本件は、原告が、被告らに対し、被告らが令和元年8月から令和2年7月にかけてインターネット上のブログに掲載した記事により原告の名誉権及び団結権が侵害されたと主張して、被告らに対し、①不法行為による損害賠償金1000万円及び遅延損害金の連帯支払、②人格権に基づく妨害排除請求としての上記記事の削除及び掲載等差止め並びに③民法723条に基づく謝罪広告の掲示を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は、大阪市西区に主たる事務所を置く労働組合である。武建一（以下「武」という。）は、令和3年まで長年にわたり原告の代表者を務めていた者である。

被告建交労は、大阪市淀川区に主たる事務所を置く労働組合である。被告岡元は、被告建交労等に所属し、昭和63年から平成25年まで書記長を務めていた者である。

被告産労は、大阪市西区に主たる事務所を置く労働組合である。

原告、被告建交労及び被告産労は、いずれも、セメント・生コン産業等の労働者の労働条件の改善等を目的としている。

（甲1～3、乙28）

イ KURS（コース。近畿生コン関連協議会）は、平成30年1月、被告建交労及び被告産労を含む3団体により発足し、後に他の1団体が加わっ



て結成されている生コン関連労働組合の協議会である（乙1、11）。

「結」は、同年に創刊された生コン業界広報誌であり（甲21）、冊子版は発行・発行所がKURS、発行人が被告岡元、編集が「結」編集委員会とされ（甲19・14頁の右頁）、ウェブサイト版であるブログ（以下「本件ブログ」という。）は発行・運営人が被告岡元、編集が「結」編集委員会とされている（甲4最終頁）。

(2) 本件ブログへの原告に関する記事の掲載

本件ブログにおいて、令和元年8月から月2回程度の「独占連載「偽装労組」連帯ユニオン関生支部の正体を暴く。」と題する連載（以下「本件連載」という。連帯ユニオン関生支部は原告を指す。）が開始された。そのうち原告が問題とする記事は、別紙1掲載記事目録番号1～22のとおりである（甲5～8（枝番を含む。以下、枝番を特記しない限り同じ。）。以下、各記事を同番号に従い「本件記事1」などというほか、別紙1の「呼称」欄記載の呼称でもいい、これらの記事を「本件各記事」と総称する。）。

2 争点

- (1) 被告らが本件各記事を掲載したか否か（争点1）
- (2) 摘示事実等の内容及び社会的評価の低下の有無（争点2）
- (3) 違法性阻却事由等の有無（争点3）
- (4) 損害額（争点4）
- (5) 削除請求及び差止請求の当否（争点5）
- (6) 謝罪広告の掲示請求の当否（争点6）

3 当事者の主張

- (1) 被告らが本件各記事を掲載したか否か（争点1）

（原告の主張）

ア KURSは、被告建交労らの共闘の便宜のために置かれた連絡機関にすぎず、権利能力なき社団に当たらないから、本件各記事を掲載したのは、



KURSではなく、その構成員である被告建交労及び被告産労である。

仮に、KURSが権利能力なき社団に当たるとされた場合においても、KURSは民法上の組合とみなされ、その構成員である被告建交労及び被告産労は無限責任を負う。また、上記場合においても、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条の類推適用により、KURSと共にその代表機関である被告建交労及び被告産労も不法行為責任を負う。

イ 被告岡元は、本件ブログの発行・運営人として、不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

KURSは、権利能力なき社団であり、その構成員である被告建交労及び被告産労とは別の独立した主体であり、本件各記事を掲載したのは、被告建交労及び被告産労ではなく、KURSである。

KURSは、幹事会の意思決定により運営され、その財政は構成員である労働組合から独立していることなどから、権利能力なき社団に当たる。被告建交労及び被告産労は、KURSが本件各記事を掲載したのとは別に、不法行為に当たる行為をしていない。

(2) 摘示事実等の内容及び社会的評価の低下の有無 (争点2)

ア 本件記事1について

(原告の主張)

本件記事1 (本件写真) は、原告の代表者が手錠及び腰縄で身体拘束されているという事実を視覚的表現により摘示したものであり、原告の代表者に対する信頼を低下させ、原告の社会的評価を低下させた。詳細は別紙4の番号1の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)

本件記事1 (本件写真) は、原告の代表者が恐喝未遂容疑で逮捕されたという事実を視覚的表現により摘示したものであり、不可避免的に手錠・腰縄姿が摘示されたにすぎない。詳細は別紙4の番号1の被告らの



主張欄のとおりである。

イ 本件記事 2～5 について

(原告の主張)

5 本件記事 2～5 は、検察官が冒頭陳述をした事実を摘示したものでは
なく、被告ら自らの表現行為として、原告が業者から上納金を徴収して
いるなどの事実を摘示したものであり、原告の社会的評価を低下させた。
詳細は別紙 4 の番号 2～5 の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)

10 本件記事 2～5 は、大津地方裁判所平成 30 年（わ）第 445 号等事
件の平成 30 年 10 月 3 日の公判期日において検察官がした冒頭陳述
(以下「本件冒頭陳述 1」という。)の内容を紹介したものであり、検
察官がそのような内容の冒頭陳述をしたという事実を摘示したにとどま
り、原告の社会的評価を低下させていない。詳細は別紙 4 の番号 2～5
の被告らの主張欄のとおりである。

15 ウ 本件記事 6 について

(原告の主張)

20 本件記事 6 は、論評を述べたものではなく、原告が労働組合の名を騙
って建設関連企業に対する反社会的行為で巨額の資金を獲得していたと
の事実を摘示したものであり、原告の社会的評価を低下させた。詳細は
別紙 4 の番号 6 の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)

25 本件記事 6 は、原告から延べ 86 人の逮捕者が出たことなどの事実を
前提に論評を述べたものであり、仮に原告の社会的評価を低下させたと
しても、それは司法判断の内容を紹介することによる副次的効果にすぎ
ない。詳細は別紙 4 の番号 6 の被告らの主張欄のとおりである。

エ 本件記事 7、8、11～16、18～22 について



(原告の主張)

本件記事7、8、11～16、18～22は、裁判所の判決内容を前提とする論評を述べたものではなく、原告が反社会的勢力であり、その執行委員長が暴力団と密接な関係にあるなどの事実を摘示したものであり、原告の社会的評価を低下させた。詳細は別紙4の番号7、8、11～16、18～22の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)

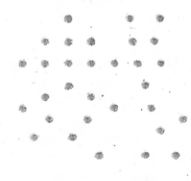
本件記事7、8、11～16、18～22は、原告及びその代表者が株式会社宝島社（以下「宝島社」という。）ほか1名に対して提起した名誉毀損に基づく損害賠償等請求訴訟（以下「宝島訴訟」という。）の第1審判決（乙9。東京地方裁判所平成26年（ワ）第14419号。以下「宝島訴訟第1審判決」という。）及び控訴審判決（乙10。東京高等裁判所平成29年（ネ）第4039号。以下「宝島訴訟控訴審判決」という。）の内容を紹介し、それを前提に、宝島訴訟控訴審判決は原告が反社会的団体であると認定した判決であるなどの論評を述べたものであり、仮に原告の社会的評価が低下したとしても、それは司法判断の内容を紹介することによる副次的効果にすぎない。詳細は別紙4の番号7、8、11～16、18～22の被告らの主張欄のとおりである。

オ 本件記事9、10について

(原告の主張)

本件記事9、10は、雑誌「別冊宝島」2063号（平成25年9月29日発行）の記事（以下「宝島記事」という。）を引用しただけでなく、被告ら自らの表現としても、原告が半グレ集団であるとの事実を摘示して、原告の社会的評価を低下させた。詳細は別紙4の番号9、10の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)



本件記事 9、10 は、宝島記事の内容を前提に、宝島記事が原告と暴力団との関係を追及したものであるとの意見を述べたものにすぎず、原告が宝島記事について宝島訴訟を提起したとの印象を与えるだけであって、原告の社会的評価を低下させていない。詳細は別紙 4 の番号 9、10 の被告らの主張欄のとおりである。

カ 本件記事 17 について

(原告の主張)

本件記事 17 は、宝島訴訟において宝島社が上告しなかったとの事実に関する意見を述べたものではなく、原告が反社会的勢力であるとの事実を摘示したものであり、原告の社会的評価を低下させた。詳細は別紙 4 の番号 17 の原告の主張欄のとおりである。

(被告らの主張)

本件記事 17 は、宝島訴訟において宝島社が上告しなかった理由として、宝島訴訟控訴審判決が原告を反社会的勢力と認定したことが実質勝訴と評価できるからであるとの説明を加えたものであり、宝島社の認識を記載したものにすぎず、原告の社会的評価を低下させていない。

詳細は別紙 4 の番号 17 の被告らの主張欄のとおりである。

(3) 違法性阻却事由等の有無 (争点 3)

ア 本件記事 1 について

(被告らの主張)

本件記事 1 は、原告代表者が恐喝未遂容疑で逮捕されたという事実の報道に関するものであって公共性があるし、その事実を正しく報道するという公益目的もある。上記の逮捕がされて報道がされた事実は真実である。詳細は別紙 5 の番号 1 の被告らの主張欄のとおりである。

(原告の主張)

本件記事 1 で摘示された事実は原告代表者 (当時) の手錠・腰縄姿で



あり、手錠・腰縄姿に関心を寄せることに社会的正当性はないから、公共性はない。上記の事実摘示の主な目的は、敵対組合である原告の弱体化であり、公益を図るものではない。詳細は別紙5の番号1の原告の主張欄のとおりである。

5 イ 本件記事2～5について

(被告らの主張)

(ア) 原告の関係者が労働組合活動を逸脱した違法行為に及んだ疑いで多数逮捕された事件に関する公判において検察官がどのように主張したか、どのような違法行為がされたかなどの事実は、社会の重大な関心事であり、公共性がある。

10

(イ) 被告らには、労働組合への社会の信頼を維持し、将来の組合活動を維持するために、上記(ア)のような事実を正しく報道する必要があり、公益目的があるといえる。

(ウ) 検察官が本件冒頭陳述をしたとの事実は真実である。原告が「上納金」を受領していたなどの記述は、上記の事実の評価として論評をしたものであり、その相当性もある。

15

(エ) 詳細は別紙5の番号2～5の被告らの主張欄のとおりである。

(原告の主張)

(ア) 暴力団の下部組織が上部組織に納付するものを指す「上納金」を労働組合である原告が得たか否かに関心を寄せることは社会的に正当とはいえず、公共性がない。

20

(イ) 被告らの主な目的は、敵対組合である原告の弱体化であり、公益目的ではない。

(ウ) 被告らの主張は、原告が業者から「上納金」を受領していたなどの摘示事実に関する真実性・相当性の主張になっていない。

25

(エ) 詳細は別紙5の番号2～5の原告の主張欄のとおりである。



ウ 本件記事6について

(被告らの主張)

(ア) 前記イ(被告らの主張)(ア及びイ)と同じ。

(イ) 事件発覚当時の新聞記事等の指摘や有罪判決が確定していること
5 (乙5～8)から、真実性・相当性がある。原告が労働組合活動の名を借りて反社会的行為に及んでいるという論評も相当性がある。

(ウ) 詳細は別紙4の番号6の被告らの主張欄のとおりである。

(原告の主張)

(ア) 前記(原告の主張)(ア及びイ)と同じ。

10 (イ) 被告らの指摘する新聞記事等には、原告が労働組合ではないのに悪事を企んで労働組合の名を利用している旨の事実は記載されておらず、本件記事6は真実性がなく、論評としてもその域を逸脱している。

(ウ) 詳細は別紙4の番号6の原告の主張欄のとおりである。

エ 本件記事7、8、11～16、18～22について

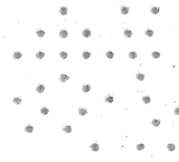
15 (被告らの主張)

(ア) 原告が反社会的勢力か否か、その代表者が暴力団と密接な関係にあるか否かなどの事実は、公共性がある。

(イ) 上記の公共性のある事項に関し、宝島訴訟の判決内容を紹介して論評し、また、原告が正当な組合活動を行っているにすぎないのに捜査
20 機関が弾圧しているかのように原告を擁護する内容の朝日新聞の記事が偏向報道ではないかと問題提起するものであり、公益目的がある。

(ウ) 宝島訴訟控訴審判決に対する論評として相当性がある。仮に、原告が暴力団と密接な関係にあるとの事実の摘示であるとしても、宝島訴訟控訴審判決の認定事実等からして、その事実につき真実性・相当性
25 がある。

(エ) 詳細は別紙5の番号7、8、11～16、18～22の被告らの主



張欄のとおりである。

(原告の主張)

5 (ア) 労働組合として活動する原告について、公訴提起された個々の被疑
事実があったか否かを超えて、反社会的勢力等であるか否か、暴力団
と関係があるか否かなどにまで関心を寄せることは社会的に正当とは
いえず、公共性がない。

(イ) 朝日新聞の記事について被告らのいう問題意識は本件各記事から読
み取ることができないし、被告らの主な目的は、敵対組合である原告
の弱体化であり、公益目的ではない。

10 (ウ) 仮に論評であったとしても、被告らは論評の相当性の根拠となる事
実を特定していないし、論評として相当性を逸脱したものである。

原告が反社会的勢力であることが最高裁判決で確定しているとの事実
は真実ではなく、相当性もない。

15 (エ) 詳細は別紙5の番号7、8、11～16、18～22の原告の主張
欄のとおりである。

オ 本件記事9、10について

(被告らの主張)

(ア) 前記エ(被告らの主張)(ア)及び(イ)と同じ。

20 (イ) 宝島記事に当該記述があるから、真実性・相当性がある。仮に、原
告が暴力団と密接な関係にあるとの事実が摘示されているとしても、
宝島訴訟控訴審判決等からすれば、同事実に真実性・相当性がある。

(ウ) 詳細は別紙5の番号9、10の被告らの主張欄のとおりである。

(原告の主張)

(ア) 前記エ(原告の主張)(ア)及び(イ)と同じ。

25 (イ) 被告らは、原告が暴力団と密接な関係にあるとの事実を摘示するが、
宝島訴訟第1審判決及び宝島訴訟控訴審判決は、いずれも宝島記事の



摘示したその事実につき真実性・相当性を否定する判断をしており、各判決をもって上記事実が認定されたとはいえない。

(ウ) 詳細は別紙5の番号9、10の原告の主張欄のとおりである。

カ 本件記事17について

5 (被告らの主張)

(ア) 前記エ(被告らの主張)(ア)及び(イ)と同じ。

(イ) 宝島訴訟控訴審判決の内容を前提とした論評であり、相当性がある。

10 仮に、事実の摘示であるとしても、宝島社が、宝島訴訟控訴審判決が原告を反社会的勢力と認定したことなどから「実質勝訴」と評価することができることを認識して上告をしなかったとの摘示事実には、真実性・相当性がある。

(ウ) 詳細は別紙5の番号17の被告らの主張欄のとおりである。

(原告の主張)

(ア) 前記エ(原告の主張)(ア)～(ウ)と同じ。

15 (イ) 詳細は別紙5の番号17の原告の主張欄のとおりである。

(4) 損害額等(争点4)

(原告の主張)

20 ア 本件写真は原告の代表者の名誉を毀損し、人格権を侵害し、名誉感情を侵害することにより、原告の社会的評価を低下させるものであるし、その余の本件各記事は、原告の社会的評価を低下させるものである。

イ 本件各記事は、原告の組合員の組合執行部に対する信頼や、社会一般の原告に対する評価を低下させるほか、原告による組織の運営及び強化・拡大を困難にさせて原告の団結権を侵害するものである。

25 ウ 上記の名誉毀損及び団結権侵害による損害を金銭に評価すると1000万円を下らない。

(被告らの主張)



否認ないし争う。

(5) 削除請求及び差止請求の当否 (争点5)

(原告の主張)

5 被告らは、令和元年8月30日、本件ブログに「KURS (コース=近畿生コン関連協議会) では、同労組の正体を暴くべく、この事件の詳細を連載記事としてお届けする。」と記載しているから、本件ブログを更新し、本件各記事と同内容の記事を繰り返し掲載し、また、同内容の冊子を配布するなどの行為を繰り返すおそれもある。

10 本件ブログへの本件各記事の掲載は、原告の社会的評価を著しく低下させるとともに、原告の組合員の大量脱退を招いた。その損害につき金銭で賠償されたとしても、不法行為以前の状態に戻ることはない。上記の掲載の継続により、原告の組合員や労働者一般の広範囲にわたり、原告の労働組合活動の正当性に重大な疑念を生じさせ、原告は、組合活動の存続が困難となり、重大かつ回復困難な損害を被るおそれが高い。

15 よって、原告は、被告らに対して、人格権に基づく妨害排除請求権として、本件各記事の削除を求めるとともに、今後、本件各記事及びこれに準ずる内容について、ウェブサイトへの掲載等によって、不特定多数の者が知りうる状態に置くことの差止めを求める。

(被告らの主張)

20 本件各記事について、公益目的があること、内容の真実性・相当性があることは前記(3)の被告らの主張のとおりであり、原告が著しく回復困難な損害を被るおそれはないから、削除請求及び差止請求は認められない。

(6) 謝罪広告の掲示請求の当否 (争点6)

(原告の主張)

25 本件ブログに掲載された本件各記事の内容はインターネットを通じて広範囲に拡散されている。これによって毀損された名誉や侵害された団結権を回



復するためには、損害賠償では足りず、上記内容が虚偽ないし不当であったことを広く新聞において発表することが必要である。よって、被告らが、別紙2の謝罪広告を、別紙3の条件にて掲示することを求める。

(被告らの主張)

5 原告の損害が金銭の賠償のみでは填補されないといえる事情はなく、謝罪広告の掲示請求は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

10 前記前提事実、証拠（甲34、乙28、証人坂田、被告岡元本人のほか後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告及び被告らの関係等

ア 平成6年11月、大阪及びその周辺の各地区にあった生コン事業者の協同組合が合併して大阪広域生コンクリート協同組合（以下「大阪広域協組」という。）を設立し、生コンの適正価格の確立等のため、生コンの共同販売の事業等をするようになった（甲13）。

イ 平成27年5月、原告、被告建交労及び被告産労を含む生コン関連労働組合6団体は、労組間共闘に合意し、関西生コン関連労働組合連合会（以下「労組連合会」という。）を結成した（甲22）。

ウ 平成29年12月9日、労組連合会に所属する原告、被告建交労、被告産労等の各幹部が会議を開き、同月12日までに経営側がセメント及び生コン輸送の運賃引上げをしなければストライキに入ることが労組連合会の会議等で決議されていることが確認された上、原告ほか1団体が同月12日からストライキをすること、被告建交労及び被告産労はストライキはしないが原告らのストライキを妨害しないこと、それぞれの労働組合の自主性を尊重することなどが合意された。

25 同月12日、原告の構成員らは、セメント出荷基地及び生コン工場に



における輸送車両の入出場を阻止するなどの行為をした（以下「本件スト」という。本件ストが正当な争議行為か否かは当事者間に争いがある。）。

同月 19 日頃、大阪広域協組は、本件ストを含む原告の構成員らの行為につき、刑事告発等をした。

5 平成 30 年 1 月、被告建交労及び被告産労ほか 1 団体は、本件ストにつき原告が経営者側との協議を尽くさずに労働組合活動を超えた行為をしたなどとして、原告の組合活動の在り方を批判する見解を表明した上、労組連合会からの離脱を宣言し、KURS を結成した。

(以上につき、甲 16、29、乙 1)

10 (2) 原告の構成員らに対する刑事事件

ア 平成 30 年 8 月から同年 9 月にかけて、①武を含む原告の構成員 4 人及び②湖東生コン協同組合（以下「湖東協組」という。）の運営委員長らが、恐喝未遂事件の被告人として大津地方裁判所に起訴された。その公訴事実は、上記①及び②の者らが、共謀の上、建設工事を施工する株式会社フジタと、原告の提携する湖東協組の登録販売店である生コン業者との間で、生コンの供給契約を締結させて、同生コン業者に財産上不法な利益を得させるため、株式会社フジタの支店長らを脅迫したというものであった（以下「フジタ事件」という。）。(乙 13、26)

フジタ事件に関し、大津地方裁判所において、同年 10 月 3 日の上記
20 ②の者らに対する公判期日に検察官の冒頭陳述（本件冒頭陳述 1）がされ、同年 11 月 2 日の上記①の武らに対する公判期日に検察官の冒頭陳述（以下「本件冒頭陳述 2」という。乙 2 の 2）がされた。

イ 平成 30 年 12 月、武は、本件ストに関して、威力業務妨害事件の被告人として起訴された。その被疑事実は、平成 29 年 12 月 12 日及び同月
25 13 日に、原告の構成員らと共謀の上、セメント業者及び生コン業者合計 3 社のセメント出荷基地及び生コン工場の出入口付近等において、上記構



5 成員らが車両を停車させたり立ちほだかったりして上記業者らの輸送業務を妨害したというものであった。(乙13)

ウ 朝日新聞は、令和元年11月、原告の構成員らが、本件ストを含む活動に関し、平成30年7月以降、威力業務妨害、恐喝(未遂)等の容疑で、
5 述べ79人逮捕され、延べ60人以上起訴されていると報じた(甲25)。

(3) 宝島訴訟

ア 原告及び武は、宝島社が平成25年9月に発行した雑誌「別冊宝島」に掲載した宝島記事によってその名誉権を侵害されたと主張して、宝島社及び宝島記事の執筆者(フリーランスのジャーナリスト)に対して損害賠償
10 の支払等を求める訴えを提起した。東京地方裁判所は、平成29年8月、上記の請求を一部認容する判決をした(宝島訴訟第1審判決。乙9)。

イ 原告及び武並びに宝島社及び上記執筆者がいずれも控訴したが、東京高等裁判所は各控訴を棄却する判決をし(宝島訴訟控訴審判決。乙10)、原告及び武が上告したが、最高裁判所は上告棄却・不受理決定をした。

2 争点1(被告らが本件各記事を掲載したか否か)について

15 (1) 前記前提事実(1)、前記1(1)の認定事実、証拠(甲4、乙1、12、28、被告岡元本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア KURSは、被告建交労及び被告産労を含む4団体(以下、それぞれを「加盟労組」という。)により組織されている。KURSの会則において、
20 ①KURSの意思決定は、議長、副議長、事務局長、事務局次長、幹事、財政及び監査で構成される幹事会において、全会一致によりされること、
②幹事会の構成員は、各加盟労組が選出した者を幹事会が承認して選任されること、③KURSの財政は、各加盟労組の分担金によって賄われることなどが定められている。

25 イ 本件ブログは、KURSの発行する生コン業界広報誌のウェブサイト版として開設された。本件ブログの発行・運営人は被告建交労に所属する被



告岡元が務め、編集委員は各加盟労組から選出された者が務めている。本件ブログの記事の内容については、掲載前に各加盟労組が逐一確認する仕組みにはなっていないが、掲載後にKURSの幹事会で報告されており、幹事会の構成員の求めにより内容を追加して掲載されることもあった。

5 ウ 令和元年8月27日、KURSの幹事会において、本件ブログで本件連載を開始し、本件記事1を含む第1回（同月30日掲載）及び本件記事2～5を含む第2回（同年9月17日掲載）を掲載予定であることが報告された。

10 (2) 前記1(1)、前記(1)の事実及び弁論の全趣旨によれば、KURSは各加盟労組から独立した組織であり、本件ブログの発行主体であるものといえるが、
①本件ブログの編集委員は各加盟労組から選出された者が務めており、各加盟労組はその者を通じて掲載前にその内容を認識し得ること、②KURSは、平成30年1月、被告建交労、被告産労らが原告の組合活動の在り方を批判する見解を表明した上、労組連合会からの離脱を宣言し、結成されたこと、
15 ③本件連載は、同年8月、本件ブログ上で、原告の組合活動の在り方を批判する内容のものとして開始されたこと、④各加盟労組から選出されて選任された構成員によって構成され、全会一致で意思決定をするKURSの幹事会において、予め本件連載の第1回及び第2回の掲載が報告されていたこと、
⑤被告岡元は本件ブログの発行・運営人であることが認められる。これらによれば、被告らは、本件各記事を本件ブログに掲載したものができ、その掲載が不法行為に当たる場合にはそれによる責任を負うものというべきである。

3 争点2（摘示事実等の内容及び社会的評価の低下の有無）について

(1) 本件記事1

25 ア 本件記事1（本件写真）には、武が、手首を布のようなもので覆われ（手錠は見えない。）、腰縄を付けられた（腰縄の一部が見える。）状態



で、警察官に腕を引かれる姿が写っており、「2018年8月28日、滋賀関係（県警の誤記と認められる。）に逮捕される武建一連帯労組執行委員長。」との説明が付されている（甲5の1）。これらによれば、本件写真は、以下の事実を摘示したものといえる。

- 5
- ① 平成30年8月28日、原告執行委員長である武が逮捕された事実
 - ② 腰縄を付けられて警察に連行される姿を視覚的に表現した事実
- （以下、上記事実を丸数字に従い「事実①」などという。以下同じ。）

イ 事実①の摘示は、原告の執行委員長である武が逮捕されたことを伝えて、武のみならず原告の社会的評価を低下させるものといえる。

10

事実②の摘示は、手錠自体は布のようなもので覆われて写っていないこと、腰縄は逮捕の事実を視覚的に表現する際に不可避免的に映り込んだにとどまるといえることなどを考慮すれば、武につき事実①の摘示による社会的評価の低下と別個に人格的利益を侵害するものとはいい難い。また、事実②の摘示により、仮に、武について人格的利益が侵害されたという余地があるとしても、原告については、事実①の摘示と別個

15

に、社会的評価が低下したとか権利又は法律上保護される利益が侵害されたなどとはいえない。

(2) 本件記事2～5

ア 本件記事2～5は、本件連載の第2回における見出し2か所（本件見出し1、2）及び本文中の記述2か所（本件記述1、2）である。本件連載の第2回の本文には、冒頭で、フジタ事件につき「2018年10月3日開かれた大津地裁の公判での検察側冒頭陳述などからあきらかにしたい。」と記載された上、おおむね検察官が本件冒頭陳述1（約1か月後に同じフジタ事件につきされた本件冒頭陳述2（乙2の2）と同内容と推認される。）で主張した事実、被告らがこれに解釈を加えて導いた事実、被告らがそれ以外の情報源に基づいて導いた事実等が区別されずに記載されてい

20

25



る（甲5の2）。これらによれば、本件連載の第2回は、全体として、被告らが、本件冒頭陳述1の内容を踏まえつつも、その引用でなく、自らの表現として記載したものであり、本件記事2～5も同様であるといえる。

イ 本件記事2、3（本件見出し1及び本件記述1）は、その前後の記載も考慮すれば、以下の事実及び論評を摘示したものと見える（甲5の2）。

③ 原告が、業務提携をした湖東協組に加入していない生コン業者（アウト業者）やその業者から仕入れをしている建設業者等に様々な嫌がらせをして、アウト業者を排除し、またアウト業者に湖東協組への加入を要求し、その見返りとして湖東協組から売上げの一部を報酬として得て、資金源にしていたとの事実

㊦ 事実③を前提に原告の受領金の性質は「上納金」であるとする論評（以下、上記論評を丸記号に従い「論評㊦」などという。以下同じ。）

ウ また、本件記事4、5（本件見出し2及び本件記述2）は、その前後の記載も考慮すれば、以下の事実を摘示したものと見える（甲5の2）。

④ 和歌山県において、十数年前から原告が県内の生コン協同組合をまとめた連合会と連携して行う上記③のようなアウト業者への対策（アウト対策）が確立しており（いわゆる和歌山方式）、原告がその見返りにその連合会から受領する金額は、生コン業界関係者の間で1㎡当たり170円と言われているとの事実

⑤ 湖東協組は、原告が上記③のようなアウト対策をする対価として、平成24年10月以降、原告に1か月当たり102万円を支払うようになり、これは年間1224万円となるとの事実

㊧ 事実④、⑤を前提に原告の受領金の性質は「上納金」であるとする論評

エ 事実③～⑤は、原告が、原告と提携した生コン協同組合に加入しない生コン業者やその業者から仕入れをする建設業者に様々な嫌がらせをして、



上記生コン協同組合から対価を得ていたとするものであり、その摘示により原告の社会的評価を低下させるといえる。

他方、論評⑦、⑧は、原告の生コン協同組合等からの受領金の性質が「上納金」であるというものであるが、これをもって原告の社会的評価が低下するとはいえない。原告は、上記の「上納金」との言葉は反社会的勢力が受領する金員という意味で用いられている旨主張するが、上記の「上納金」との言葉がそのような意味で用いられているとは直ちに解されず（「上納」は、本来、政府へ物や金を納めることを意味する（広辞苑第7版参照）。）、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 本件記事6

ア 本件記事6（本件記述3）は、「労働組合の名を騙（かた）り、建設関連企業に対して本来の組合活動とはほど遠い「恐喝」や「威力業務妨害」など反社会的行為で巨額の資金を獲得していた「連帯ユニオン関西生コン支部」というものであり、本件連載の第3回の本文の冒頭の記述であり（甲5の3）、その本文全体も考慮すれば、本件記事6は、以下の事実及び論評を摘示したものといえる。

⑥ 武を含む原告の構成員が生コン業者等に対して恐喝罪や威力業務妨害罪に当たり得る行為を繰り返して資金を獲得していたとの事実

⑦ 事実⑥を前提に、それらの行為が反社会的行為であり、原告は労働組合の名を騙って本来の組合運動とはほど遠い行為をしているとする論評

イ 事実⑥及び論評⑦は、その内容によれば、その摘示により原告の社会的評価を低下させるといえる。

(4) 本件記事7、8、11～16、18～22

ア 本件記事7、8、11～16、18～22（本件記述4、5、8～10、12～16、本件見出し3～5）は、その前後の記載も考慮すれば、以下



の事実を摘示したものといえる（甲6の1～3、甲7、8）。

⑦ 宝島訴訟第1審判決が、原告は半グレ集団であると認定したとの事実（本件記事11、12、14、16）

5 ⑧ 宝島訴訟控訴審判決が、原告は反社会的勢力ないし反社会的集団であると認定したとの事実（本件記事13、14、16、18、22）

⑨ 宝島訴訟において、原告は反社会的勢力ないし反社会的集団であるとの認定が最高裁で確定したとの事実（本件記事7、8、19、20）

⑩ 宝島訴訟控訴審判決が、原告代表者である武は暴力団と親密な関係にあると認定したとの事実（本件記事15、21、22）

10 ⑪ 宝島訴訟において、原告代表者である武は暴力団と密接な関係にあるとの認定が最高裁で確定したとの事実（本件記事7、8）

⑫ 宝島訴訟第1審判決が、原告の事務所に暴力団員が出入りしていたと認定したとの事実（本件記事12）

15 イ 事実⑦～⑫は、裁判所が、原告は反社会的勢力等であり、原告代表者は暴力団と関係があるなどと認定したとするものであって、その摘示により原告の社会的評価を低下させるといえる。

(5) 本件記事9、10

20 ア 本件記事9、10（本件記述6、7）は、その前後の記載も考慮すれば、宝島記事の引用（下記⑬）及び要約（下記⑭）として、以下の事実を摘示したものといえる（甲6の1）。

⑬ 宝島記事には、本題のレポートの後に「もっとも本稿は（中略）が目的ではない。半グレ集団ともいえる連帯労組武委員長の生コン利権と、弘道会の京都侵攻との関係を明かすことが趣旨だ（後略）」とのただし書が付されているとの事実

25 ⑭ 宝島記事が、原告と山口組の組長や会津小鉄会の会長との蜜月関係について記述しているとの事実



イ 事実⑬、⑭は、宝島記事に、原告が半グレ集団といえとか、原告と暴力団が親密な関係にあるなどの記述があるとするものであって、その摘示により原告の社会的評価を低下させるものといえる。

(6) 本件記事 17

5 ア 本件記事 17 (本件記述 11) は、前後の記載も考慮すれば、以下の事実を摘示したものといえる。

 ⑮ 宝島社側は、宝島訴訟控訴審判決が原告を反社会的勢力と認定したことなどから、実質的勝訴であると捉えて上告しなかったとの事実

10 イ 事実⑮については、宝島社側が宝島訴訟控訴審判決の判断をどのように捉えて上訴しなかったのかは、原告の社会的評価を左右しないから、その摘示により原告の社会的評価を低下させるとはいえない。

(7) 小括

 以上によれば、本件記事 1～16、18～22 における事実①、③～⑭の摘示及び本件記事 6 における本件論評⑦の表明は、原告の社会的評価を低下
15 させるものといえる。

4 争点 3 (違法性阻却事由等の有無) について

(1) 違法性阻却事由等の総論

 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された
20 事実がその重要な部分について真実であること (以下「真実性」ということがある。) の証明があつたときには、その行為は違法性を欠き、仮にその証明があつたといえないときであっても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由 (以下「真実相当性」ということがある。) があれば、その故意又は過失が否定されるものというべきである。

25 また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら



公益を図ることにあつた場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠き、仮にその証明があつたといえないときであっても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるものというべきである。

(以上につき、最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)

(2) 公共性及び公益目的

ア 原告が労働組合であつて社会的影響力のある存在であるといえる上、本件各記事において摘示された事実①、③～⑭及び表明された論評⑯は、代表者である武を含む原告の構成員らが犯罪に当たり得る行為や社会的非難の対象となり得る行為に及んでいることなどを内容としているから、それらを摘示及び表明する行為は、公共の利害に関する事実に係り、かつ、専ら公益を図る目的でされたものといふことができる。

イ 原告は、被告らの本件各記事の掲載の主な目的は、敵対組合である原告の弱体化であり、公益を図るものではないと主張する。

そこで検討すると、前記1(1)の認定事実によれば、原告と、被告建交労及び被告産労とは、平成27年5月から労組間共闘に合意して労組連合会に所属していたが、平成29年12月の原告の本件ストの実施を契機として対立が生じ、平成30年8月以降の被告らの本件各記事の掲載時点では対立関係にあつたといえる。しかし、そのような関係を考慮しても、前記アで指摘した事情に照らせば、本件各記事の主な目的は公益を図ることにあるものと認められ、上記主張は採用することができない。



(3) 本件記事1の真実性

弁論の全趣旨によれば、本件記事1において摘示された事実①はその重要な部分（平成30年8月に原告代表者である武が逮捕された事実）について真実であると認められる。

5 (4) 本件記事2～5の真実性・真実相当性

ア 真実性

10 本件記事2～4において摘示された事実③、⑤は、湖東協組の運営委員長を被告人とする第1審判決及び控訴審判決（乙3、4）、武を被告人とする第1審判決及び控訴審判決（乙13、25）、原告の構成員6人を被告人とする第1審判決（乙26）で認定されている。しかし、これらの判決が確定したことを認めるに足りる証拠がないから、これらの証拠によって事実③、⑤が真実であると認めることはできず、他に事実③～⑤が真実であることを認めるに足りる証拠はない。

イ 真実相当性

15 前記3(2)の認定事実によれば、本件記事2～4において摘示された事実③、⑤は、その掲載時までには刑事事件の公判期日で検察官がした本件冒頭陳述1（前記のとおり、本件冒頭陳述2（乙2の2）と同内容と推認される。）の内容を踏まえたものと認められる。そして、検察官は、社会正義の実現の見地から強制捜査権を含む権限を用いて捜査をした上、
20 有罪と考える場合に起訴をし、証拠によって立証しようとする事実を冒頭陳述において主張するものであることからすれば、事実③、⑤については、被告らが真実と信ずるにつき相当の理由があったといえることができる。

25 本件記事4、5において摘示された事実④は、原告が、和歌山県において、十数年前から生コン協同組合の連合会と連携してアウト業者らに様々な嫌がらせをし、その見返りにその連合会から受領する金額は1㎡



当たり170円と言われているという内容であって、本件記事4、5並びにその前後の記載によれば、被告らは、原告がフジタ事件における犯行に至った経緯として事実④を摘示したものと認められる。このような文脈で事実④が摘示されていることなどに照らし、一般の読者の受ける印象を基準とすれば、事実④のうち真実相当性の証明の対象となる重要な部分は、原告が、フジタ事件より前に、他県においても、生コン協同組合等と連携してアウト業者らに様々な嫌がらせをし、その見返りとして生コン協同組合等から報酬を得て、資金源としていたとの事実であるといえる。この事実は、本件記事4、5の掲載時までの公判期日で検察官がした本件冒頭陳述2の内容のとおりであることや（乙2の2・2頁2(1)参照）、上記の検察官の冒頭陳述の性質を考慮すれば、被告らが真実と信ずるにつき相当の理由があったというべきである。

(5) 本件記事6の真実性・真実相当性等

ア 本件記事6において摘示された事実⑥は、武を含む原告の構成員が生コン業者等に対して脅迫罪や威力業務妨害罪に当たり得る行為を繰り返して資金を獲得していたというものである。

事実⑥については、武を含む原告の構成員らを被告人とする第1審判決や控訴審判決（乙13、25、26）で認定されているが、これらの判決が確定したことを認めるに足りる証拠がないから、これらの証拠によって事実⑥が真実であると認めることはできず、他に事実⑥が真実であることを認めるに足りる証拠はない。

もっとも、事実⑥は、本件記事6の掲載時までに刑事事件の公判期日で検察官が朗読した公訴事実（乙13、26等の判決における公訴事実に係る起訴状の日付け等参照）及び検察官がした本件冒頭陳述2の内容のとおりであることや、前記の検察官の起訴状及び冒頭陳述の性質も考慮すれば、事実⑥については、被告らが真実と信ずるにつき相当の理由



があったというべきである。

イ 本件記事6において表明された論評㊦は、事実㊥を前提に、それらの行為が反社会的行為であり、原告は労働組合の名を騙って本来の組合運動とはほど遠い行為をしているとするものである。そして、事実㊥について被告らが真実であると信ずるにつき相当な理由があったといえるのは前項のとおりであること、その内容は原告の構成員が犯罪に当たり得る行為を繰り返して資金を獲得していたというものであること及び論評㊦の内容に鑑みれば、論評㊦が論評としての域を逸脱したものということとはできない。

(6) 本件記事7、8、11～16、18～22の真実性・真実相当性

ア 宝島訴訟第1審判決及び宝島訴訟控訴審判決の説示

宝島訴訟第1審判決及び宝島訴訟控訴審判決（乙9、10。本項では、単に「第1審判決」及び「控訴審判決」という。）は、宝島記事で摘示された事実が真実であること（真実性）の証明があったか並びにその執筆者及び宝島社がその事実を真実と信ずるについて相当の理由（真実相当性）があったかの争点に関して、次のとおり説示した。

(ア) 第1審判決は、「原告が反社会的な活動を行う集団という側面を有する半グレ集団である」との事実につき、真実相当性が認められるとした（真実性には触れなかった。）。その理由として、(a)原告が刑事責任を伴う違法な争議行為を行うことなどしていること、(b)原告が争議行為によって解決金を取得することもあったことが認められることを挙げた。（15頁）

控訴審判決は、上記の「原告が反社会的な活動を行う集団という側面を有する半グレ集団である」を「原告が反社会的な活動を行うことのある集団である」と改めた上（7～8頁）、第1審判決を引用して、その事実につき真実相当性が認められるとした（同様に真実性には触れなかった。）。第1審判決の上記理由はそのまま引用した。



(イ) 第1審判決は、「山口組系組員が原告の会館に出入りしていた」との事実につき、真実相当性が認められるとし（真実性には触れなかった。）、「その組員が定期的に大金を持ち帰っていた」との事実につき、真実性も真実相当性も認められないとした。その理由において、
5 樺山（山口組山健組系樺山組総長）が原告の会館に出入りしていた旨の労働組合の構成員の供述について、(a)樺山が武と同じ徳之島の出身で、樺山の子が武の運転手として稼働していたことからすれば、樺山が原告の会館を訪れていたとしても不自然ではないこと、(b)（山口組弘道会系）淡海一家の組員と思われる者が原告の会館に押し掛けたこと
10 とや武が暴力団関係者と何らかの関係を有するものとうかがわれることを踏まえると、前記執筆者が上記供述を信用することもやむを得ないとした。他方、原告の会計担当者が作成した帳簿の平成15年1月30日の欄に「産労より兵庫アウト対策で400万[㊦] この間200万[㊧] 北B組織対策（樺山）洋一扱い」、同月31日の欄に「2/7北A組織対策洋一扱い（樺山）100万[㊨]」との記載については、
15 (c)上記帳簿の証拠として提出された部分において、樺山に金銭が交付されたことをうかがわせる記載は上記記載のみであり、その名目の記載からいかなる理由の出金であるかも明らかでなく、上記記載によって、定期的に大金を持ち帰る関係にあったということまでは認められないとした。（15～17頁）
20

控訴審判決は、「原告の事務所に山口組系組員が出入りし、定期的に大金を持ち帰った」との事実につき、真実相当性が認められるとした（真実性には触れなかった。）。その理由については、上記(b)の記載
25 をおおむね「平成21年頃、淡海一家の組員と思われる者が原告の会館に押し掛け、武に会わせるよう要求したことのほか、これまで述べたとおり、武が暴力団関係者と何らかの関係を有することがうかがわ



れること」に改め、上記(c)の記載をおおむね「前記帳簿は原告の会計
担当者が作成した裏帳簿とされており、他の資料からうかがわれる資
金の動きと符合する記載もあるなど、相応の信用性が認められる。そ
して、その記載から、平成15年1月30日までに200万円、同月
5 31日に100万円が原告書記長武洋一の扱いで樺山に流れたことが
うかがわれる。そうすると、樺山が原告の会館に来た時に現金を持ち
帰ったのかや、原告から樺山に対する資金提供が定期的であったのか
については不明であるものの、樺山が原告の会館に出入りしていたと
の前記労働組合の構成員の供述があることも併せ考えると、原告が樺
10 山に一定の資金を提供したことについて、真実相当性があるというこ
とができる。」と改め、他の部分は第1審判決の説示を引用した。

(8～9頁)

(ウ) 第1審判決は、「会津小鉄会の会長が、原告の主催したゴルフコン
ペに出席し、紹介された」との事実につき、真実性も真実相当性も認
められないとした。その理由として、上記事実のとおり原告の構成
15 員供述があることを示した上、「しかしながら」として、同構成員
が上記ゴルフコンペの日時や場所を明確に述べておらず、裏付け証拠
もないから、信用性に疑いが残るとした。(13頁)

控訴審判決は、おおむね第1審判決を引用して「会津小鉄会の会長が、
原告の主催したゴルフコンペに出席し、紹介された」との事実につき、
20 真実性も真実相当性も認められないとした。その理由については、第
1審判決を引用しつつ、上記「しかしながら」の直前に、おおむね
「確かに、京都の土木建築業界においては、会津小鉄会がこれを仕切
り、工事を受注する業者から、受注金額に応じた一定割合の金員を徴
25 収していたことが、山口組幹部の刑事事件の審理において前提とされ
ており、武が京都を含む関西地域の生コンクリート業界を取りまとめ



る立場にあったことからすると、武及び原告と会津小鉄会が親密な関係にあったとしても、不自然とはいえないように思われる。」との前段部分を挿入し（7頁）、上記「しかしながら」で始まる説示を後段部分として、上記の結論を導いた。

5 (エ) 第1審判決は、「武と山口組との間に親密な関係がある」との事実につき、真実性も真実相当性も認められないとした。その理由として、
10 (a)武が山口組5代目組長のときの山口組となれ合いで利権を分け合う関係であったとのAの供述は、抽象的なものにとどまり信用性に疑いが残ること、(b)武の拘置所職員に対する贈収賄事件に関し、同職員が樺山の口利きで武の便宜を図ったことに関する現金の授受であると報道されているものの、樺山の口利きで武の便宜が図られたか、仮にそうであるとしても武と樺山との個人的な関係を越えて武と山口組との間の親密な関係を推認させるものであるかは明らかでないこと、(c)武が山口組の有力な組員に殺害されそうになった際、山口組の別の組員の仲介によって一命をとりとめた旨の書籍の記載があるものの、その経緯も明らかでなく、その記載部分に上記の有力な組員に拉致監禁された旨の記述もあるから、その記載された事実関係が山口組との親密な関係を基礎付けるものとはいえないことを挙げた。（14～15頁）

15 控訴審判決は、「武と山口組との間に親密な関係がある」との事実につき、理由も含めて第1審判決を引用して、真実性も真実相当性も認められないとした。もっとも、上記(c)の「書籍の記載があるものの」をおおむね「書籍の記載があり、武がそのような山口組の内部事情を知るに至ったことから、武が山口組関係者と何らかの関係を有していることがうかがえるところではあるが」に改めた（7頁）。

25 イ 事実⑦の真実性・真実相当性

本件記事11、12、14、16において摘示された事実⑦は、「宝



島訴訟第1審判決が、原告は半グレ集団であると認定した」というものであるが、前記ア(ア)のとおり、宝島訴訟第1審判決は、原告は半グレ集団であるとの事実につき、真実相当性が認められるとしたものの、真実性には触れておらず、その事実を認定していないから、事実⑦は真実であるとはいえない。

5

もつとも、⑦名誉毀損による損害賠償請求に対する抗弁には、真実性と真実相当性があるところ、法律的知識の十分でない者にとって、その明確な区別が容易であるとは直ちに解されないこと、①被告らにおいて、その明確な区別をし得る十分な法律的知識があったとはいえないこと、⑦宝島訴訟第1審判決は、真実性には触れずに、前記ア(ア)(a)及び(b)のような根拠事情を示した上で真実相当性を認める説示をしており、法律的知識の十分でない者において真実性が認められたと誤解しかねない状況があったといえること各事情があり、これらによれば、被告らにおいて事実⑦を真実と信ずるについて相当の理由があったといえる。

10

15

ウ 事実⑧の真実性・真実相当性

本件記事13、14、16、18、22において摘示された事実⑧は、「宝島訴訟控訴審判決が、原告は反社会的勢力ないし反社会的集団であると認定した」というものであるが、前記ア(ア)のとおり、宝島訴訟控訴審判決は、原告は反社会的な活動を行うことのある集団であるとの事実につき、真実相当性が認められるとしたものの、真実性には触れておらず、その事実を認定していないから、事実⑧は真実であるとはいえない。

20

もつとも、前記イ⑦及び①の事情に加えて、⑦宝島訴訟控訴審判決は、真実性には触れずに、前記ア(a)及び(b)のような根拠事情を引用した上で真実相当性を認める説示をしており、法律的知識の十分でない者において真実性が認められたと誤解しかねない状況があったといえること各事情があり、これらによれば、被告らにおいて事実⑧を真実と信ず

25



るについて相当の理由があったといえる。

エ 事実⑨の真実性・真実相当性

5 本件記事7、8、19、20において摘示された事実⑨は、「宝島訴訟において、原告は反社会的勢力ないし反社会的集団であるとの認定が最高裁で確定した」というものである。宝島訴訟控訴審判決について、最高裁が上告棄却・不受理決定をしたことは認められるが（前記1(3)イ）、前記ウのとおり事実⑧が真実であるとはいえないから、それを前提とする事実⑨も真実であるとはいえない。

10 もっとも、前記イ㉗及び㉘並びに前記ウ㉙の事情等によれば、被告らにおいて事実⑨を真実と信ずるについて相当の理由があったといえる。

オ 事実⑩の真実性・真実相当性

15 本件記事15、21、22において摘示された事実⑩は、「宝島訴訟控訴審判決が、原告代表者である武は暴力団と親密な関係にあると認定した」というものであるが、前記ア(エ)のとおり、宝島訴訟控訴審判決は、武と山口組との間に親密な関係があるとの事実につき、真実性も真実相当性も認められないとしたから、事実⑩は真実であるとはいえない。

20 また、宝島訴訟控訴審判決が、上記事実につき真実性も真実相当性も認められないとしたことからすれば、前記イ㉗及び㉘の事情を考慮しても、被告らにおいて事実⑩を真実と信ずるについて相当の理由があったとはいえない。

25 なお、宝島訴訟控訴審判決は、宝島訴訟第1審判決の引用の際に、「武及び原告と会津小鉄会が親密な関係にあったとしても、不自然とはいえないように思われる」（前記ア(ウ)）とか「武が山口組関係者と何らかの関係を有していることがうかがえるところではある」（前記ア(エ)）などの説示を挿入したが、これらの説示の後に「しかしながら」や「が」という逆接の接続詞等を用いて、逆方向の事情を挙げ、結局、武と暴力



団との間に親密な関係があるとの事実の真実相当性を否定する結論を導いていることからすれば、上記の挿入等をされた説示があることをもって、被告らにおいて事実⑩を真実と信ずるについて相当の理由があったとはいえない。

5 カ 事実⑪の真実性・真実相当性

本件記事7、8において摘示された事実⑪は、「宝島訴訟において、原告代表者である武は暴力団と密接な関係にあるとの認定が最高裁で確定した」というものである。宝島訴訟控訴審判決について、最高裁が上告棄却・不受理決定をしたことは認められるが（前記1(3)イ）、前記オ
10 のとおり事実⑩が真実であるとはいえないから、それを前提とする事実⑪も真実であるとはいえない。

また、前記オで説示した事情等によれば、被告らにおいて事実⑩を真実と信ずるについて相当の理由があったとはいえない。

キ 事実⑫の真実性・真実相当性

15 本件記事12において摘示された事実⑫は、「宝島訴訟第1審判決が、原告の事務所に暴力団員が出入りしていたと認定した」というものである。前記ア(イ)のとおり、宝島訴訟第1審判決は、山口組系組員が原告の会館に出入りしていたとの事実につき、真実相当性が認められるとしたものの、真実性には触れておらず、その事実を認定していないから、事
20 実⑫は真実であるとはいえない。

もつとも、前記イ㉑及び㉒の事情に加えて、㉓宝島訴訟第1審判決は、真実性には触れずに、前記ア(イ)の労働組合の構成員の供述を示し、宝島記事の執筆者がその供述を信用することもやむを得ないなどとして真実相当性を認める説示をしており、法律的知識の十分でない者において真
25 実性が認められたと誤解しかねない状況があったといい得ることの各事情があり、これらによれば、被告らにおいて事実⑫を真実と信ずるにつ



いて相当の理由があったといえる。

ク 小括

以上によれば、事実⑦～⑨、⑫については、真実性は認められないが、真実相当性が認められ、事実⑩、⑪については、真実性も真実相当性も認められない。

(7) 本件記事 9、10 の真実性

本件記事 9 において摘示された事実⑬は、宝島記事に前記のただし書が付されているとの事実であり、弁論の全趣旨によれば、事実⑬は真実であると認められる。

本件記事 10 において摘示された事実⑭は、宝島記事に原告と山口組の組長や会津小鉄会の会長との蜜月関係について記述されているとの事実であるが、その重要な部分は、原告と山口組の組長や会津小鉄会の会長との親密な関係があった旨の記載が宝島記事にあるという事実であると解されるどころ、宝島訴訟第 1 審判決（乙 9・3 頁、23～25 頁）及び弁論の全趣旨によれば、事実⑭は真実であると認められる。

(8) まとめ

以上のとおり、本件記事 7、8 において摘示された事実⑪及び本件記事 15、21、22 において摘示された事実⑩は、いずれも真実とは認められず、被告らが真実と信ずるにつき相当の理由があるとも認められない。

5 争点 4（損害額等）について

(1) 前記のとおり、被告らが本件ブログに本件記事 7、8 を投稿して事実⑪を摘示し、本件記事 15、21、22 を投稿して事実⑩を摘示した行為は、原告の名誉を毀損するものであり、被告らは、原告に対して不法行為責任を負う。

(2) 他方、前記の前提事実及び認定事実のとおり被告らが本件ブログに本件各記事を投稿するに至った経緯、本件ブログの位置付け、その投稿時点の原



告と被告らとの対立関係等、これらが生コン事業の労働者等に広く知られて
いたとうかがわれることや、本件各記事の内容に照らせば、本件各記事中に
前記(1)のように原告の名誉を毀損するものが含まれていたことを考慮しても、
その投稿行為が原告の団結権を侵害するものとはいえず、被告らが原告に対
してその侵害を理由として不法行為責任を負うものとはいえない。

5

(3) 本件記事7、8、15、21、22の内容、本件ブログの位置付け、本件
ブログへのその投稿による原告の社会的評価の低下の程度その他本件に現れ
た一切の事情を考慮すれば、その投稿により原告が被った損害に対する賠償
金の額は10万円とするのが相当である。

10

6 争点5（削除請求及び差止請求の当否）について

前記認定事実等によれば、事実⑩（宝島訴訟控訴審判決が、原告代表者である
武は暴力団と密接な関係にあると認定したとの事実）及び事実⑪（宝島訴訟
において、上記の認定が最高裁で確定したとの事実）が真実でないことは、宝
島訴訟控訴審判決の説示から明白であるということができ、本件ブログ
において事実⑩、⑪の摘示が継続されることにより原告が被る不利益は大きい
といえることなどの事情が認められ、これらによれば、原告の人格権に基づく
妨害排除請求としての削除請求のうち、本件記事7、8における事実⑩の摘示
部分並びに本件記事15、21、22における事実⑩の摘示部分の削除を求め
る部分（具体的には主文2項のとおり）は理由があるが、その余の削除を求め
る部分は理由がない。

15

20

また、前記の原告の社会的評価の低下の程度、被告らの不法行為の態様等の
事情を考慮すれば、被告らが今後も同様の行為を継続するおそれが高いとの原
告の主張を考慮しても、被告らに対する本件各記事及びこれに準ずる内容のウ
ェブサイトへの掲載の差止め等を認めるのが相当であるとはいえない。

25

7 争点6（謝罪広告の掲示請求の当否）について

前記の原告の社会的評価の低下の程度、被告らの不法行為の態様のほか、



本判決により被告らに不法行為による損害賠償が命じられ、原告の名誉が一定程度回復すると見込まれることなどの事情を考慮すれば、原告の名誉の回復のために新聞における謝罪広告の掲載が必要であるとは認められない。

第4 結論

5 以上によれば、原告の請求のうち、損害賠償金10万円及び遅延損害金の支払を求める部分並びに本件記事7、8において摘示された事実⑪及び本件記事15、21、22において摘示された事実⑩の部分の削除を求める部分は理由があるからいずれも認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 大阪地方裁判所第18民事部

裁判長裁判官

宮崎朋紀 

15

裁判官

長火博 

20

裁判官

比舎昌志 